自由党 政策審議会 会長 山本太郎

IoT 機器調査及び利用者への注意喚起の取組「NOTICE」の実施についての要望書

NICT (国立研究開発法人情報通信研究機構)の業務にサイバー攻撃に悪用されるおそれのある機器の調査等を追加(5年間の時限措置)する「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」が、平成30年5月に改正。平成31年2月20日(水)より同法に基づきNICTがサイバー攻撃に悪用されるおそれのある機器を調査し、電気通信事業者を通じた利用者への注意喚起を行う取組「NOTICE」が始まった。

その具体的な内容としては、NICT がインターネット上の IoT 機器に容易に推測されるパスワードを入力することなどにより、サイバー攻撃に悪用されるおそれのある機器を特定し、電気通信事業者を通じて注意喚起をするとの事だが、実施する上で未だ国民に対する周知徹底に関する点で不十分であると思われる。

総務省の説明によれば、今回の取り組みの対象となるのはグローバル IP アドレス(モデム、ルーター)、へのアクセスのみである。く

NOTICE プログラム上そのような設定であり、それ以上の情報へのアクセス(プライベート IP へのアクセス)は行えない。

一方で、ルーターのパスワードが初期設定のままであったり、破られやすいパスワードに 設定していることにより不正アクセスされやすいものや、さらに監視カメラやセンサー等 も初期設定のままだと直接それらの機器にリーチすることもある、との説明を受けた。

今回の取り組みはそのようなケースも対象にして国民に対するセキュリティに対する認識を喚起するために、チェックする必要があるとの説明を受けているが、実際に NOTICE への取り組みを行う前にまだ政府が行うべきことがある。

本来、このような調査を始める前段階において、初期設定のままであったり、安易なパスワード設定を行われていれば、どのような事態になり得るかの広報活動をまず行い、周知徹

底を図り、その上でやむを得ない場合に限って、NOTICE のような取り組みを模索するというのが適切な手順と思われる。

そのような注意喚起を事前に行わず、いきなり、国の側が、IoT機器に対してパスワードを 入力し、侵入するような行為を行うことにより、行政への不信感を拡げかねない。

そこで、以下の通り要望する。

【要望する内容】

- ・NOTICE では、グローバル IP までしか調査が行えない事実を周知すること。
- ・現在、サイバー攻撃に悪用される恐れのある機器はどのようなものか。
- ・そこから、どのような危険性が予測されるか。
- ・それらを防ぐには人々は何をすれば良いのか。

まずは以上のような基礎知識について周知する政府広報等を利用した緊急の啓発活動が必要である。

ネット環境を利用する層は若年から高齢にまで及ぶことを鑑みれば、こどもから高齢者でも理解できる言葉での説明が必要である。

国民一人ひとりが自分で意識をして、国家の侵入実験前にパスワード設定の変更を行えるよう注意喚起を行うことが、長い目で見れば、国民一人ひとりのインターネットセキュリティ向上という結果につながるという観点から、上記の通り要望する。